

平成21年10月16日  
号外第2号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 選挙管理委員会告示

- 秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙の期日（172）…………… 1
- 秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙の選挙長及び同職務代理者の選任（173）…………… 1
- 秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙における選挙会の開催場所及び日時（174）…………… 1
- 秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（175）…………… 2
- 秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額（176）…………… 2
- 直接請求における選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（177）…………… 2
- 直接請求における各選挙区での選挙権を有する者の総数の3分の1の数（178）…………… 2

### 選挙長告示

- 秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所（1）…………… 3
- 秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙における選挙会の立会人となるべきものを定めるくじを行う場所及び日時（2）…………… 3

## 選挙管理委員会告示

### 秋選管告示第172号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、秋田県議会議員の仙北市選挙区補欠選挙を次のとおり行うので告示する。

平成21年10月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 選挙期日 平成21年10月25日
- 2

選挙区	選挙すべき議員の数
仙北市	1人

### 秋選管告示第173号

平成21年10月25日執行の秋田県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任したので、同施行令第81条の規定により、告示する。

平成21年10月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

仙北市選挙区

選挙長	仙北市角館町藺田保呂石4番地	高橋政宣
選挙長の職務を代理すべき者	仙北市角館町八割雷75番地2	安杖孝正

### 秋選管告示第174号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条の規定に基づき、平成21年10月25日執行の秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙における選挙会の開催場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第78条の規定により、告示する。

平成21年10月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区	場	所	日	時

仙 北 市

仙北市役所田沢湖庁舎3階4・5会議室

平成21年10月28日午前10時

**秋選管告示第175号**

平成21年10月25日執行の秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を、秋田県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年条例第60号）第4条の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成21年10月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選 挙 区	場 所	日 時
仙 北 市	秋田県選挙管理委員会仙北市分室	平成21年10月16日午後5時30分

**秋選管告示第176号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び同条第2項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による平成21年10月25日執行の秋田県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法第196条の規定に基づき、告示する。

平成21年10月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選 挙 区	支 出 金 額 の 制 限 額
仙 北 市	候補者一人につき 6,067,300円

**秋選管告示第177号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成21年10月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,681  
 3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）  
 222,335

**秋選管告示第178号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成21年10月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別  
 秋田市 89,353  
 能代市山本郡 26,634  
 横手市 28,344  
 大館市 22,603  
 男鹿市 9,759  
 湯沢市雄勝郡 20,791

鹿角市鹿角郡	11,818
由利本荘市	24,277
潟上市	9,686
大仙市仙北郡	32,170
北秋田市北秋田郡	11,708
にかほ市	7,836
仙北市	8,704
南秋田郡	7,658

## 選 挙 長 告 示

### 選挙長告示第1号

平成21年10月25日執行の秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定に基づき、告示する。

平成21年10月16日

秋田県議会議員補欠選挙仙北市選挙区選挙長 高 橋 政 宣

- 1 平成21年10月16日 午前10時前 仙北市役所田沢湖庁舎3階第1会議室
- 2 平成21年10月16日 午前10時以後 仙北市役所田沢湖庁舎内秋田県選挙管理委員会仙北市分室

### 選挙長告示第2号

平成21年10月25日執行の秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙における選挙会の立会人となるべき者を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定に基づき、告示する。

平成21年10月16日

秋田県議会議員補欠選挙仙北市選挙区選挙長 高 橋 政 宣

- 1 場所 仙北市役所田沢湖庁舎内秋田県選挙管理委員会仙北市分室
- 2 日時 平成21年10月22日 午後5時30分

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号